

東海村民間学童クラブ保育料補助制度について

東海村では、民間学童クラブを利用している生活保護受給世帯、住民税所得割非課税世帯、ひとり親等世帯の経済的負担の軽減を図るため、保育料の一部を補助する制度があります。

対象世帯

- ・生活保護受給世帯
- ・村民税所得割非課税世帯
- ・ひとり親等世帯

申請書類

申請にあたっては、各学童クラブから「利用証明書」を発行してもらい、下記の必要書類と合わせて、村子育て支援課に提出してください。（各学童クラブではありません）

生活保護受給世帯

- ・東海村民間学童クラブ保育料補助金交付申請書兼請求書
- ・生活保護受給証明書（コピー可）

村民税所得割非課税世帯

- ・東海村民間学童クラブ保育料補助金交付申請書兼請求書
- ・市区町村民税課税証明書（交付申請時において最新のもの、ただし、税情報が村にあり、村が行う村税納付状況調査に同意した場合は、提出不要です）

ひとり親等世帯

- ・東海村民間学童クラブ保育料補助金交付申請書兼請求書
- ・児童扶養手当証明書（コピー可）

（裏面に続きます）

補助額

毎月支払う保育料からおやつ、給食代、行事参加費等の実費を除いた金額（以下「補助対象経費」）のうち、

区分	補助金の額（月額）	限度額（月額）
生活保護受給世帯	補助対象経費の額	児童 1 人当たり 5,000 円
住民税所得割非課税世帯	補助対象経費の額に 2 分の 1 を乗じて得た額	児童 1 人当たり 2,500 円
ひとり親等世帯	補助対象経費の額から児童 1 人当たり 5,000 円を差し引いた額に 2 分の 1 を乗じて得た額	児童 1 人当たり 2,000 円

※補助対象経費については、各学童クラブが発行する「利用証明書」に記載されます。

（例 1）毎月の補助対象経費が 9,000 円の場合

- ・生活保護受給世帯 5,000 円
- ・村民税所得割非課税世帯 2,500 円
- ・ひとり親等世帯 2,000 円

（例 2）毎月の補助対象経費が 2,000 円の場合

- ・生活保護受給世帯 2,000 円
- ・村民税所得割非課税世帯 1,000 円
- ・ひとり親等世帯 0 円（補助なし）

提出場所

東海村役場子育て支援課（東海村役場 4 階）に直接持参又は郵送（提出期限日の消印有効）

提出期限

令和 7 年 4 月から 9 月利用分→令和 7 年 10 月 31 日（金）

令和 7 年 10 月から令和 8 年 3 月利用分→令和 8 年 3 月 31 日（火）

注意事項

- ・申請期限を過ぎての申請は受付できません。
- ・利用証明書の発行は、申請期限の 1 週間前までに各学童クラブに依頼してください。

問合せ先

東海村役場 福祉部 子育て支援課 計画推進・施設担当

電 話 282-1711（内線 1186） F A X 287-0479

メール kosodate@vill.tokai.ibaraki.jp